

伊那商工会議所独自の給付制度

いなってい・い・な共済「見舞金・祝金・祝品制度」規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約はいなってい・い・な共済（以下「当共済」とする）加入者に給付する病気入院・不慮の事故通院見舞金、結婚・出産祝金および満期祝品に関する事項について定め、もって当共済の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 当共済の加入資格・条件を満たし、請求時に継続して加入状態である者。なお加入日（効力発生日）も当共済の取り扱いに従う。

(共済保険期間)

第3条 当共済保険期間は9月1日から翌年8月31日とする。

第2章 共済事業

(入院・通院見舞金)

第4条 病気(※注1)による5日以上継続入院をしたとき、不慮の事故による5日以上通院をしたとき、それぞれ年2回を限度として、日数にかかわらずご加入コースの規定の金額(※注2)を見舞金として支払う。ただし、年2回請求する際は、それぞれ異なる理由の傷病とし、定期保険(団体型)の保険金・給付金と重複して支払わない。請求に関しては別表Iに定める入院、通院、結婚、出産を証明できる書類の添付を必要とする。

(※注1)人間ドックや検査入院以外の病気の治療を目的とする入院に限る。

(※注2)当共済パンフレット「伊那商工会議所独自の給付制度内容」参照。

(結婚・出産祝金)

第5条 結婚祝い金は加入者が結婚したとき、出産祝い金は加入者およびその配偶者が出産したその都度、出産した人数にかかわらず一律10,000円を支給する。ただし、支払事由の発生がそれぞれ加入後2年以上経過している場合に限る。

(満期祝品)

第6条 当共済制度の満了時に、贈呈する。

(請求期限)

第7条 支払事由の発生した日から3年以内に請求のない場合は、給付しない。

(その他)

第8条 見舞金・祝金・祝品制度は、伊那商工会議所独自に実施する制度であり、生命保険ではない。

第9条 この制度は、将来改定されることがある。

附 則

この規約は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この規約の第8条の改正規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約の第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条の改正規約は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規約の第7条の改正規約は、令和2年4月1日から施行する。

[別表1] 第4条関係

見舞金・祝金給付請求書に添付する証明書類

所定のお見舞金・お祝金請求書のほか、下記の証明書類が必要です。

給付の種類	必要書類
病気入院見舞金	入院の開始日及び終了日が確認できる診断書・入院証明書もしくは領収書等の原本又は写し（他生保提出分控えでも可）
不慮の事故通院見舞金	不慮の事故が確認できる通院証明書もしくは領収書等の原本又は写し（他生保提出分控えでも可）
結婚祝金	婚姻を証明できる戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書の写し、又は婚姻の日付けが明記してあるもの。
出産祝金	戸籍抄本・住民票・母子手帳出生届済証明もしくは健康保険証等続柄が記載されていて出生を確認できるものの写し、又は出産の日付けが明記してあるもの。

※ 伊那商工会議所では、必要に応じ、上記以外の証明書等の提示や調査を行うことがあります。